

富田林市農業公園の活性化に向けた新たな方向性(概要版)

1. はじめに

- 富田林市農業公園(以下、基本的にはサバーファームという)は、東条地区の有する恵まれた自然環境を生かしながら、農地開発事業により造成された農地を有効活用し地域農業の振興と活性化を図るとともに、都市住民の方々に自然を親しむオープンスペースを提供し、自然と農業に対する理解を深めてもらい、四季の花、ハーブなどの香りを楽しみ豊かな生活文化づくりという設計理念に基づき平成5年に開園した。
- しかし、開園後27年が経過し、少子高齢化やレジャーの多様化、社会情勢の変化により、入園客は減少傾向にあるとともに、施設自体も老朽化している。
- こうした状況を踏まえ、専門家の助言を得た上で、「サバーファームの新たな方向性」について策定した。

2. サバーファームの特徴と課題

- | | |
|------------------------------------|-------------------------------|
| ①年間を通じた多様な農業体験メニューがあり、周辺地域にない貴重な存在 | ⑥利用者数が少なく、減少傾向 |
| ②農産物直売所である「にこにこ市場」の安定的な集客 | ⑦農業公園の目玉であるべき「食や農業体験」の売上が多くない |
| ③巨大マーケットの近くに立地し、かつ広大で手入れの行き届いた農業公園 | ⑧指定管理料への依存度が高い収入構造 |
| ④地産地消や農業に対する社会的な関心が高まっている | ⑨入園料の設定が検討課題 |
| ⑤雇用創出や地元農家の所得向上の場となっている | ⑩時代ニーズに対応した経営体制(主体)への転換が課題 |

3. サバーファームのめざす姿

■将来像(スローガン)とターゲット

農ある暮らしの楽しさをとことん遊び、学べるフィールド

(ターゲットのイメージ)

食や農の体験の場をサバーファームで持ち、通いたい大人

子どもに食や農の暮らしの楽しさを学ばせたい大人(ファミリー)

子どもに食や農の暮らしの楽しさを学ばせたい学校・団体等

食や農に関心ある大人、自然の中でゆったり過ごしたい大人

■コンセプトと取組イメージ例

1

市内外から誘客し、市内への回遊を促す「市内最大の集客拠点」

現状の集客数は、施設のポテンシャルやマーケットサイズ等を考えればかなり低い水準にある。サバーファームを本市の中心的な「集客拠点」と位置づけて、現状のコンテンツを見直し、プロモーションを強化することによって、市内外からの来訪者をさらに誘客し、市内へ回遊を促して、交流人口の増加や関係人口の形成などを通じて、地域経済波及に大きく貢献する役割を担うことをめざす。

<取組イメージ例>

- 富田林市に市内外から集客する圧倒的な存在になる。
- 集客を重視したアトラクション機能の導入(既存施設の見直し、リノベーション)
- 将来的には、道の駅としての認定・登録
- 周辺資源や市内資源との連携

2

大阪府内最大規模の「食と農ある暮らしの体験拠点」

サバーファームは季節に応じた多種多様な農業体験ができることが1つの特徴であり、大阪府内での他の事例はない。食や農に対する関心の高まりを追い風に、健康や福祉、教育・研修など多様な視点で食や農を捉え、個人や家族、企業、学校、各種団体、子ども、高齢者、障がい者などのお客さんとサバーファームがつながり続け、お客様自らの暮らしにとって継続的に役立つような、食と農の総合的な体験拠点をめざす。

<取組イメージ例>

- 農のあるライフスタイルについて、育て、収穫し、調理して食べるという川上から川下まで体験できる。
- 健康農園
- 大阪産(もん)体験農園
- サバーファームと地域とのつながりが見える

3

市内の農業をはじめとする「多様な事業者が関わる地域活性化拠点」

サバーファームの現状の農家等の関わりは、にこにこ市場に出荷する東条地区を中心とする一部の農家など限定的である。本市の農業公園であるからには、市内の農家、特に東条地区の農家をはじめ、飲食や食品加工・流通、観光、和洋菓子店など多様な関係する事業者をも関わり、コラボレーションすることによって新しい仕事生まれ、活性化することが求められる。そうした食と農に関わる仕事の繋がりによる地域活性化拠点をめざす。

<取組イメージ例>

- 東条地区の活性化、連携
- 直売機能の強化(農家の所得向上)
- 動くサバーファーム
- 農福連携
- 新規農業者の研修受け入れ
- 市内事業者との連携
- 大学や高校等との連携

4. 今後の施設と運営のあり方

- 現有施設の維持管理と活用を基本とし、需要等に応じて、指定管理者と市との協議により既存施設の用途を変更して活用することもあり得る。
- 新規施設の整備については、農業振興地域整備法の関係から、非農用地部分(駐車場含む)において必要に応じて対応する。施設整備は基本的には指定管理者として実施する。
- 運営については、現行の指定管理方式を含む「官民連携」を想定するが、上記のあり方を実現するための経営ノウハウを有する事業者の参入を促す。
- 時代状況やニーズに対応した広報戦略の実施(デジタルマーケティング、SNS活用等)

5. 市の取組方針と今後の予定

■取組方針

次期の指定管理の期間開始が令和6年4月からであることから、次期からの改定をめざして以下の方針で見直す。

- 非公募型から公募型へ移行
- 利用料金制の導入
- 指定管理期間の見直し
- 指定管理料の精査
- 必要に応じて、条例、規則改正(入園料の改正など)を行う。

■今後の予定

年度	内容
令和4年度	○次期指定管理に向けた新たな管理運営制度の検討、計画づくり ○公募資料の作成(9月迄) ○指定管理者選定委員会にて公募、選定(10月~12月) ○議会の同意(3月)
令和5年度	○指定管理者との協定締結 ○必要に応じて、条例・規則改正
令和6年度	新たな指定管理のスタート